

(本号の目次)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例
2. 平成22(2010)年10月21日までに成立した、もしくは公布された法律
3. 10月の主な発刊書籍一覧(私法部門)
4. 10月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)
5. 発刊書籍の解説

(掲載判例INDEX) * 「1. 法律雑誌等に掲載された主な判例」の要旨及び事件番号等を掲載します。

【民法】

(1) 共同相続人間において定額郵便貯金債権が現に被相続人の遺産に属することの確認を求める訴えについては、その帰属に争いがある限り確認の利益があると判示(平成22年10月8日最高裁平成21年(受)第565号最高裁HP)

(2) 工事の最終の受注者Xとこれに対する発注者Yにおいて、Yが請負代金の支払を受けた後にXに請負代金を支払う旨の合意があっても、Yが支払を受けた時点又はその見込みがなくなった時点で支払期限が到来するとされた事例(平成22年10月14日最高裁平成21年(受)第976号最高裁HP)

(3) 工事の前払い金の払い込みを受けた後破産したAの預金につき、信託関係の清算が終わった後の預金残高はAの個人財産であるから、当該財産を受動債権とし、Y銀行のAに対する債権を自動債権としてY銀行が相殺するのは有効と判示(平成21年4月10日福岡高裁平成20年(ネ)第995号金法1906号104頁)

(4) Y1は認知症と診断され、成年後見制度の申立て中に亡父の甥Y2と養子縁組し、その後後に後見開始審判を受けた。Y1の甥XはY1は養子縁組を理解できずに届出に署名をしたもので同養子縁組は縁組意思を欠き無効であると主張し、それが認められた事例(平成21年8月6日東京高裁平成21年(ネ)第992号判タ1311号241頁)

(5) Y社を通じて東証一部上場株式の現物取引等を行ったXがYの従業員の勧誘行為に適合性原則違反、説明義務違反等の違法があったとして取引の差損等の賠償を求めた事案。不法行為に基づく損害賠償請求を一部認容した原判決を取り消し、Xの請求を棄却した。(平成22年7月13日大阪高裁平成21年(ネ)第962号金法1906号79頁)

(6) スノーボードで滑降してきたYに衝突され障害を負ったXが金528万円余の損害賠償を請求した事案。Yは、前方を滑っていたスキーヤーとの衝突を避けた結果だとして過失相殺を主張したが、その主張は排斥され527万円の支払いが認められた(平成20年11月14日さいたま地裁平成20年(ワ)第387号判タ1294号115頁)

(7) 昭和61年に交通事故にあったXが平成13年に脳損傷が確認されたことから、加害車両の運転者らに損害賠償を求めた事案。事故と労働能力喪失の因果関係を肯定した上で、その他の要因も症状の憎悪に寄与したとして50%の減責を認めた(平成21年4月16日東京地裁平成17年(ワ)第26242号判タ1311号229頁)

(8) 原告経営工場の火災により保険金1億4000万円等の請求をしたところ、被告が同火災は原告の故意によるとして争った事案。出火当時工場にいた従業員の供述に不自然な点はない等として原告の請求が認容された(平成21年5月13日東京地裁平成18年(ワ)第29674号判タ1311号247頁)

(9) 悪性胸膜中皮腫に罹患し自殺した者の遺族が、同疾病の罹患は職場の設置、保存の瑕疵によるとして建物の所有者に損害賠償を請求した事案。当人が勤務していた昭和45年頃にはアスベストの危険性は広く知られていたとして、所有者の工作物責任を認めた(平成21年8月31日大阪地裁平成18年(ワ)第6122号判タ1311号183頁)

(10) 建築マンションにあっては耐震強度に関する錯誤は、錯誤を主張する者に契約関係から離脱することを許容すべき程度に重大なものであり、本件各売買契約に係る原告らの買受けの意思表示は無効であり、被告は売買代金を返還する義務を負うとされた事例(平成22年4月22日札幌地裁平成18年(ワ)第2803号判時2083号96頁)

(11) 建物の区分所有等に関する法律が適用されるタウンハウスにおいて、区分所有者Yの猫への餌やりが管理規約に反するとして餌やりの差止及び損害賠償等を請求した事案。餌やりによる被害が認定され、一部賠償金の支払いが命じられた(平成22年5月13日東京地裁立川支部平成20年(ワ)第2785号判時2082号74頁)

(12) 競輪事業者とその施設を賃貸していた者との間には、契約関係終了に当たり相手方に不測の損害を発生させないように配慮すべき信義則上の義務があるところ、事業者の競輪事業からの撤退、賃貸契約打ち切りには三年度の予告期間が必要だったと認定(平成22年5月14日横浜地裁平成19年(ワ)第4237号判時2083号105頁)

(13) Y銀行と投資信託の受益権の売買契約を締結したが、元本割れした為X(79歳独居)が主意的に契約の不成立・錯誤、予備的に説明義務違反等で損害賠償を請求した事案。主意的請求は却下、予備的請求についてはY担当者の不法行為、Yの使用者責任を認定(平成22年8月26日大阪地裁平成21年(ワ)第1727号金法1907号101頁)

【商事法】

(14) 上場廃止基準の不適当合併事由があり、3年間の猶予期間を経て上場規定所定の幹事取引参加者作成の「確認書」を提出せず上場廃止決定をうけたXが、東京証券取引所らに対し仮処分を申し立てた事案。確認書の制度は不合理とは言えないとしてXの抗告は棄却(平成22年8月6日東京高裁平成22年(ラ)第1276号金法1907号84頁)

(15) Y銀行がXの普通預金口座につき「懸賞金詐欺」に係る犯罪利用預金口座等の疑いがあるとして同口座を強制解約し、残高を別段預金口座に移管したところ、Xが預金の払い戻しを請求した事案。Yの行為を正当としてXの請求が棄却された(平成22年7月23日東京地裁平成22年(ワ)第10519号金法1907号121頁)

【知的財産】

(16) 審決において付加変更した部分が、当業者において先行技術を理解し新たな発明をしようとする上で周知の事項であり、請求人に対して意見を述べる機会を付与しなくとも手続の公正を害さないと認められる事情が存する場合には直ちに違法となるものではないと判示(平成22年1月28日知財高裁平成21年(行ケ)第10150号判時2083号130頁)

(17) 無効審決の取消を求めた審決取消請求事件で、特許法36条第6項第2号等の判断に誤

りがあるとして、その請求が認容され、無効審決が取り消された事例(平成22年9月30日知財高裁平成21年(行ケ)第10353号裁判所HP)

(18)鑑定業務において、鑑定対象である絵画のカラーコピーを添付することは、著作権法の規定する引用の目的に含まれるとされた事例(平成22年10月13日知財高裁平成22年(ネ)第10052号裁判所HP)

(19)出版権の設定を内容とする覚書に係る売買代金及び著作権使用料の残金支払を求めた事案。覚書に規定する「完全な原稿」の引渡の履行として編集可能なデータの引渡を求めたのに対し、PDFデータの引渡で足りるとされた事例(平成22年9月30日東京地裁平成21年(ワ)第16620号裁判所HP)

(20)特許権侵害差止等請求事件で、被告製品が本件発明の技術的範囲に属すると判断する一方で、特許法第104条の3の特許無効の抗弁を理由にその請求が棄却された事例(平成22年10月1日東京地裁平成21年(ワ)第31831号裁判所HP)

【民事手続】

(21)定年を80歳とする合意の有無が争点であるとした弁論準備手続の結果陳述があるにも関わらず、信義則違反を理由として原告請求を認容した判決に釈明権の行使を怠った違法があるとされた事例(平成22年10月14日最高裁平成20年(受)第1590号最高裁HP)

(22)執行官が(仮)差押禁止動産として(仮)差押の執行をしなかった処分(不作為措置)は、執行官の処分当たらずとして執行異議の申立却下決定に対する執行抗告は不適法却下、差押禁止動産範囲変更申立却下決定に対する執行抗告は立証無しとして棄却した事例(平成20年11月6日東京高裁平成20年(ラ)第1516号判タ1294号293頁)

(23)不動産は商事留置権の対象外と考えられ、偶々債務者所有の土地を占有したにすぎない場合は「商行為によって自己の占有に属した」とは言えないとして、建物建築請負代金債権を有する者の商事留置権が認められなかった事例(平成22年7月26日東京高裁平成22年(ラ)第1184号金法1906号75頁)

【刑事法】

(24)解体業者が木くずを業者に無償で処分することを委託したところ廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反で起訴された事案。被告の、木くずはチップとして再利用されるから「産業廃棄物」にあたらぬとの主張は退けられた(平成20年4月24日東京高裁平成19年(ウ)第2588号判タ1294号307頁)

(25)電車内でのすり未遂の事案において、A巡査の目撃証言の信用性、捜査手続きについて全幅の信頼を置くことができないがゆえに、Aの原審証言によって人一人を有罪にすることはできないとして被告人に無罪が言い渡された事例(平成20年7月18日東京高裁平成20年(ウ)第138号判タ1294号297頁)

(26)いわゆる足利事件の再審事件につき、確定判決の有罪の根拠とされたDNA鑑定の鑑定書の証拠能力は認められず、自白については信用性が皆無で、虚偽であることが明らかだとし、無罪が言い渡された事例(平成22年3月26日宇都宮地裁平成14年(た)第4号判時2084号157頁)

【公法】

(27)定例会の会議に出席した議員に費用弁償として日額1万円を支給する旨の本件条例の定めは地方自治法203条が普通地方公共団体の議会に与えた裁量権の範囲を超え又はそれを濫用したものとして違法、無効となると断ずることはできないと判断(平成22年3月30日最高裁平成21年(行ヒ)第211号判時2083号68頁)

(28)被相続人の所得税更正処分及び過少申告加算税賦課決定処分訴訟(過少申告加算税及び延滞税を納付)を相続人が承継し、上記各処分の取消判決が確定した時、過納金の還付請求権は納付時に発生したとしてその還付請求権は相続税の課税財産となると判示(平成22年10月15日最高裁平成21年(行ヒ)第65号裁判所HP)

(29)市長の開発許可処分を県開発審査会が取消し、要件の不備を補正して市長が再度許可処分(第2次許可処分)したが、違法理由の補正により改めて処分をすることはできず、新たな申請が必要として第2次許可処分を取消した判決に違法性はなかったとされた(平成22年3月30日東京高裁平成21年(行コ)第310号裁判所HP)

【社会法】

(30)不法行為により傷害を受け後遺障害が残り社会保険給付がされた時、これによる補填の対象となる損害と同性質、相互補完性を有する休業損害及び後遺障害による逸失利益の元本との間で損益相殺的な調整を行うべきと判示(平成22年10月15日最高裁平成21年(受)第1932号最高裁HP)

(31)元労働者の要求事項につき使用者側が団交に応じないのは不当労働行為に当たらないとした労働委員会の決定に対し、退職後でも「使用者が雇用する労働者」として認めるべき場合があるとして、同委員会の決定を取消した原判決が維持された事例(平成21年12月22日大阪高裁平成21年(行コ)第11号判時2084号153頁)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例

【民法】

(1)最二決平成22年10月8日 最高裁HP
平成21年(受)第565号 遺産確認請求事件(一部棄却・一部却下)

共同相続人間において、定額郵便貯金債権が現に被相続人の遺産に属することの確認を求める訴えについては、その帰属に争いがある限り、確認の利益がある(理由)

郵便貯金法は、定額郵便貯金につき、一定の据置期間を定め、分割払戻しをしないとの条件で一定の金額を一時に預入するものと定め(7条1項3号)、預入金額も一定の金額に限定している(同条2項、郵便貯金規則83条の11)。同法が定額郵便貯金に上記のような制限を設けている趣旨は、多数の預金者を対象とした大量の事務処理を迅速かつ画一的に処理する必要上、預入金額を一定額に限定し、貯金の管理を容易にして、定額郵便貯金に係る事務の定型化、簡素化を図ることにある。ところが、定額郵便貯金債権が相続により分割されると解すると、それに応じた利子を含めた債権額の計算が必要になる事態を生じかねず、定額郵便貯金に係る事務の定型化、簡素化を図るという趣旨に反する。他方、同債権が相続により分割されると解したとしても、同債権には上記条件が付されている以上、共同相続人は共同して全額の払戻しを求めざるを得ず、単独でこれを行わせる余地はないのであるから、そのように解する意義は乏しい。これらの点にかんがみれば、同法は同債権の分割を許容するも

のではなく、同債権は、その預金者が死亡したからといって、相続開始と同時に当然に相続分にに応じて分割されることはないものというべきである。そうであれば、同債権の最終的な帰属は、遺産分割の手続において決せられるべきことになるのであるから、遺産分割の前提問題として、民事訴訟の手続において、同債権が遺産に属するか否かを決める必要性も認められるというべきである。

(2) 最一判平成22年10月14日 最高裁HP
平成21年(受)第976号 請負代金請求事件(破棄差戻し)

数社を介在させて順次発注された工事の最終の受注者Xとこれに対する発注者Yとが、入金リンク条項のある注文書と請書とを取り交わし、Yが請負代金の支払を受けた後にXに対して請負代金を支払う旨を合意したとしても、Xに対する請負代金の支払につき、Yが請負代金の支払を受けることを停止条件とする旨を定めたものとはいえず、Yが上記支払を受けた時点又はその見込みがなくなった時点で支払期限が到来するとされた事例
(理由)

本件請負契約が有償双務契約であることは明らかであるところ、一般に、下請負人が、自らは現実に仕事を完成させ、引渡しを完了したにもかかわらず、自らに対する注文者である請負人が注文者から請負代金の支払を受けられない場合には、自らも請負代金の支払が受けられないという合意をするとは、通常は想定し難いものといえる。

特に、本件請負契約は、代金額が3億1500万円と高額であるところ、東部地域広域水道企業団を発注者とする公共事業に係るものであって、同企業団からの請負代金の支払は確実にあったことからすれば、XとYとの間においては、同工事の請負人から同工事の一部をなす機器の製造等を順次請け負った各下請負人に対する請負代金の支払も順次確実に行われることを予定して、本件請負契約が締結されたものとみるのが相当であって、Xが、自らの契約上の債務を履行したにもかかわらず、Yにおいて上記請負代金の支払を受けられない場合には、自らもまた本件代金を受領できなくなることを承諾していたとは到底解し難い。したがって、XとYとが、本件請負契約の締結に際して、入金リンク条項のある注文書と請書とを取り交わし、Yが本件機器の製造等に係る請負代金の支払を受けた後にXに対して本件代金を支払う旨を合意したとしても、有償双務契約である本件請負契約の性質に即して、当事者の意思を合理的に解釈すれば、本件代金の支払につき、Yが上記支払を受けることを停止条件とする旨を定めたものとはいえず、本件請負契約においては、Yが上記請負代金の支払を受けたときは、その時点で本件代金の支払期限が到来すること、また、Yが上記支払を受ける見込みがなくなったときは、その時点で本件代金の支払期限が到来することが合意されたものと解するのが相当である。

(3) 福岡高判平成21年4月10日 金法1906号104頁
平成20年(ネ)第995号 預金払戻請求控訴事件(控訴棄却)

A社は、B県から公共工事を受注し、C保証事業会社との間で前払金保証契約を締結した上、Y銀行のAの預金口座にBから前払金として1696万8000円の支払いを受けていたが、Bから上記公共工事に係る請負契約を解除されるに至り、その際、BとA及びCとの間で、Aがそれまでに施工した工事の出来高が1590万8550円(A未施工分の請負報酬は105万9450円。)であることが確認された。Cは、上記保証契約に基づき、Aの未施工分の請負報酬額105万9450円をBに支払った上、求償権に基づき、AのYに対する上記預金口座から105万9450円の払戻しを受けた(Aの預金残高は194万4277円となった。)が、CがAの未施工分の請負報酬をBに支払った後、上記預金口座から払戻しを受ける前の時点において、Aは、破産手続開始決定を受け、Xが破産管財人に選任されていた。その後、YからXに対し、Aの上記預金残高194万4277円を受動債権、YがAに対して有する債権を自動債権として相殺の意思表示がなされたが、XはYに対し、破産法71条1項1号に基づき上記相殺の無効を主張し、上記預金残高194万4277円の払戻しを求めて訴訟を提起した。

本判決は、最判平成14年1月17日を引いて、A・B間で、工事発注者であるBを委託者、請負人であるAを受託者、上記前払金を信託財産とし、これを当該工事の必要経費の支払いに充てることを目的とした信託契約が成立したことを確認した上、A・B間の請負契約の解除によって信託は終了し、信託財産の清算事務処理に必要な範囲でのみ信託関係が存続すると解されるが、Bに代位して上記預金口座に係る預金債権を取得したCに対する払戻手続の範囲では法定信託を存続させる必要があるものの、Aに帰属するものと合意された剰余金194万4277円については、Aの固有財産であって、信託関係にはないものと解すべきであるから、Yの行った上記相殺は破産法71条1項1号に該当せず、これを有効とした原判決を相当として、Xの控訴を棄却した。

(4) 東京高判平成21年8月6日 判例タイムズ1311号241頁
平成21年(ネ)第992号 養子縁組無効確認請求控訴事件(控訴棄却・上告)

本件は、86歳のY1が亡父の甥Y2とした養子縁組について、Y1の甥Xが、Y1は養子縁組届出前に認知症と診断され医師から成年後見制度の利用を促され、Xが同申立てをし同縁組直後に後見開始審判を受け、養子縁組を理解できずに届出に署名をしたものであり、同養子縁組は縁組意思を欠き無効であると主張してその確認を求めた事案である。本判決は、Y1は認知症発症前にXの義姉を祭祀主宰者と指定し全財産を遺贈する旨の公正証書遺言をし、発症後Y2を養子にし全財産を譲ろうと考え、いずれも一面の真意であり注意喚起し選択させない限り相矛盾する2つの意思のいずれかを優越した意思と認めることができず、本件養子縁組はY1の縁組意思に基づいて行われたものとはいえず無効であるとした。

(5) 大阪高判平成22年7月13日 金法1906号79頁
平成21年(ネ)第962号 損害賠償請求控訴事件(原判決取消)

本件は、Y社を通じて東証一部上場株式の現物取引等を行ったXが、Yの従業員の勧誘行為に、適合性原則違反、説明義務違反、再考・指導・助言義務違反等の違法があったとして、債務不履行又は不法行為による損害賠償請求権に基づき、取引の差損等の賠償を求めた事案である。なお、Xは、本件取引開始当時66歳であったが、薬品会社を定年退職後、妻に先立たれ一人暮らしとなり、主な保有財産は退職金を中心として形成された定期預金及び定期貯金と自宅であり、従業員持株制度による株式の取得、売却を除き、本件取引を始めるまで株式取引経験はなかった。

原判決は、Yの勧誘行為の適合性原則違反を認め、Xにつき7割の過失相殺を行った上、不法行為に基づくXの損害賠償請求を一部認容していた。

本判決は、(1)株式の現物取引は、その仕組み自体がレバレッジのかかる商品先物取引などに比較して単純であり、わずかの値動きで予想外の損失を被るようなことはなく、また、いつでも売却することが可能であり、リスクをある程度はコントロールすることができるから、それ自体リスクが過大であるとはいえないこと、(2)株価の変動の要因について、株式の現物取引における取引の仕組みや損得の発生機序、市場リスクについては、一般人においてあまりよく知るところであり、株式の発行体の個別リスクについては、Xの購入した株式が東証一部上場企業であり、価格の下落や低迷があったとしても、一般に投資家や証券会社においては値上がり期待されていたので、特定の株式を大量に購入したという一事をもって過大な危険を伴う取引をしたとはいいたくないことなどから、適合性原則違反、説明義務違反、再考・指導・助言義務違反等についてのXの主張を排斥し、原判決を取り消した上、Xの請求を棄却した。

(6)さいたま地判平成20年11月14日 判例タイムズ1294号115頁
平成20年(ワ)第387号 損害賠償請求事件(一部認容・控訴)

Xが、スキー場のゲレンデを滑降していたところ、同ゲレンデをスノーボードで滑降してきたYと衝突し、傷害を負ったため、Yに対し、不法行為に基づく金528万円余の損害賠償を請求した事案において、本判決は、Yには下方を滑降している者の動静に注意して速度及び進路を選択して滑走すべき注意義務を怠った過失があったとしてYの不法行為責任を肯認し、かつ、本件ではYの前を滑走していたスキーヤーが停止したため、Yがこれとの衝突を避けようとして本件事故が発生したことは認められるものの、当該スキーヤーが停止したことが、Yに対する不法行為となるような態様であったことを認めるに足る証拠はないとして、Yの過失相殺の主張を排斥して休業損害、慰謝料など総額約527万円余の支払いを認める限度で本訴請求を認容した。

(7)東京地判平成21年4月16日 判例タイムズ1311号229頁

平成17年(ワ)第26242号 損害賠償請求事件(一部認容・控訴)
本件は、昭和61年に交通事故にあったX(当時14歳)が、平成13年になってMRI検査により脳損傷が確認されたことから、現在労働能力を100%喪失しているのは本件事故による高次脳機能障害が原因であるとして、X及びその母親が、加害車両の運転者らに対し損害賠償を求めた事案である。本判決は、Xが主婦として一定の家事労働に従事していること等から現在の労働能力喪失率を67%とし、本件事故と現在の労働能力喪失との因果関係を肯定した上で、高次脳機能障害の症状は一般的に事故直後が最も重く、その後改善していくところ、Xは本件事故後、高校、大学に進学し、一人暮らしをして、就職したこと等から、本件事故以外の要因が寄与し症状が憎悪したとして、損害の公平な分担の見地から民法722条を類推適用し50%の減責を認めた。

(8)東京地判平成21年5月13日 判例タイムズ1311号247頁

平成18年(ワ)第29674号 保険金等請求事件(一部認容・控訴)
本件は、被告との間で保険契約を締結していた原告が、経営する工場が火災にあい、商品や什器が焼損する被害を被ったとして保険金1億4000万円等の請求をしたのに対し、被告が同火災は原告の故意により生じたものであるとして争った事案である。被告は、火源のない複数の出火箇所が存在しそのうち1箇所から灯油成分が検出されたこと、原告は1億円以上の収支赤字が生じており資金的に逼迫していたこと等を主張したが、本判決は、本件火災は1箇所の出火で説明可能なこと、灯油成分の検出についてもそのクロマトグラムに照らせば同灯油が本件火災前から存在していたものかどうか疑問があること、原告の財務状況も流動負債の9割は原告代表者からのものであり金融機関への負債は2000万円弱に過ぎず、その支払いが遅滞していたことを窺わせる証拠もないこと、仮に原告が放火していたのであれば当時工場にいた従業員と通謀して行ったことになるが、これを否定する同人の供述や行動には不自然な点はないこと等を指摘し、被告の主張を排斥し、原告の請求を認容した。

(9)大阪地判平成21年8月31日 判例タイムズ1311号183頁

平成18年(ワ)第6122号 損害賠償請求事件(一部認容・控訴)
本件は、AがZから賃借した鉄道高架下建物において、Aの店長Bが、悪性胸膜中皮腫に罹患し、その後自殺したことについて、Bの相続人らが、Zを吸収合併し権利義務を承継したYに対し土地の工作物の設置、保存の瑕疵等による責任に基づき損害賠償を求める等した事案である。本判決は、上記罹患の原因は本件建物に使用されていたアスベストであると認め、Bが勤務を開始した昭和45年頃にはアスベストの危険性は一般的に認識されており、本件建物は鉄道が通る度に相応の振動が生じることによりアスベストが飛散しやすく、利用する者にとって同粉塵の吸入等により生命、身体を害され得る危険性があり、賃貸借契約開始時である昭和45年3月以降、本件建物に設置、保存の瑕疵があったものと認め、また、Zは本件建物の所有者として本件賃貸借契約を締結し、管理上必要があるときは同建物に立ち入り壁面の修繕等の措置をとることができたこと等からすれば、Bに対する関係でアスベスト材から生じる危険について支配、管理し、損害の発生を防止し得る地位にあった者はZであり、民法717条1項の「占有者」に当たるとし、Yに対する工作物責任を認めた。

(10)札幌地判平成22年4月22日 判例時報2083号96頁

平成18年(ワ)第2803号 損害賠償請求事件(一部認容・一部棄却(控訴))
マンションの販売においては、立地条件、外観、設備の充実度などがセールスポイントとして宣伝されることが多く、それとの比較でいうと、比較的地味な基本性能がセールスポイントとして強調されたり宣伝されたりすることは少ない。しかし、そのことは、マンションの住宅の売買において、立地条件等が買受けの動機として重要であり、基本的性能が重要でないことを意味しない。ことは逆であり、基本的性能の方が重要であるが故に建築基準法令により最低限の性能の具備が義務付けられており、そのことを大前提として売買がされるが故に、立地条件等の方がその住宅の個性化、差別化を図る要因として宣伝される現象が生じるにすぎないのである。
したがって、本件各売買契約においては、売主である被告は、建築基準法令所定の基本的性能が具備された建物である事実を当然の大前提として販売価格を決定し、販売活動を行い、原告もその事実を当然の大前提として販売価格の妥当性を吟味し分譲物件を買い受けたことに疑いはない。そうすると、本件各売買契約においては、客観的には耐震偽装がされた建物の引渡しは予定されていたのに、売主も買主も、これが建築基準法令所定の基本的

性能が具備された建物であるとの誤解に基づき売買を合意したことになり、売買目的物の性状に関する錯誤（いわゆる動機の錯誤）があったことになる。

新築マンションにあつては、耐震強度に関する錯誤は、錯誤を主張する者に契約関係から離脱することを許容すべき程度に重大なものというべきであり、民法95条の錯誤に該当するものと認めるのが相当である。したがって、本件各売買契約に係る原告らの買受けの意思表示は無効であり、被告は、原告らに対し、売買代金を返還する義務を負う。

(11) 東京地判立川支部平成22年5月13日 判例時報2082号74頁

平成20年(ワ)第2785号 猫への餌やり禁止等請求事件 一部認容、一部棄却(確定)

本件タウンハウスは、10戸の区分所有建物から成り、建物の区分所有等に関する法律が適用されるが、区分所有者Yの屋内での猫の飼育及び屋外での多くの猫への餌やりは、区分所有者の共同の利益に反し、「他の居住者に迷惑を及ぼすおそれのある動物を飼育しないこと」「他の組合員及び占有者に迷惑を及ぼし、不快の念を抱かせ、もしくは危害を及ぼすおそれのある行為をしないこと」と定める管理規約に反するとして、本件タウンハウスの管理組合であるX1は猫への餌やりの差止及び不法行為に基づく弁護士費用の損害賠償を求め、本件タウンハウスの所有者又は居住者であるX2ないしX18は人格権侵害に基づく猫への餌やりの差止、不法行為に基づく慰謝料及び弁護士費用の損害賠償を求めたものである。

本判決は、Yによる猫への餌やりの事実や餌やりにより生じた被害等を認定した上で、管理組合X1による差止請求及び弁護士費用の損害賠償請求を30万円の限度で一部認容し、個人原告であるX1ないしX18については、差止請求及び慰謝料並びに弁護士費用の損害賠償請求の一部として各個人原告の被告専有部分との距離関係や居住歴、建物所有の有無等を考慮して3万6000円から15万6000円の支払いを認容した。

(12) 横浜地判平成22年5月14日 判例時報2083号105頁

平成19年(ワ)第4237号 競輪事業撤退に伴う補償金請求事件(一部認容・一部棄却(確定))

継続的な契約関係にある各当事者には、契約関係を終了させるに際して、相手方に対して不測の損害を発生させないように配慮すべき信義則上の義務があるというべきところ、原告と被告との間の本件質貸借契約は、形式上は単年度の質貸借契約及び分担金協定を繰り返し締結することにより継続されていたものであるが、実質的にはその継続が予定されており、原告は本件質貸借の継続を前提として施設等を提供し、そのために先行して費用及び債務を負担し、その継続に対して法的に保護に値する期待を有していたこと、そして、相当な予告期間をおくことなく本件質貸借を終了させた場合には、直ちに新規の参入者を確保することができないため原告が損害を被る結果となることが当然に予想できたことなどの前記諸事情からすれば、施設を賃借した被告においては、相当な予告期間をおくことなく本件質貸借を終了させる場合には、原告と被告との間に存在した継続的な契約関係に基づく信義則上の責任として、当該期間をおかずに本件質貸借を終了させたことにより原告に通常生ずべき損害を賠償すべき義務があるというべきである。

そして、本件における相当な予告期間について検討すると、本件競輪場施設を賃借して競輪事業を施行することができるのは地方自治体のみに限定されていること、新規参入者となる地方自治体においても、参入のために地方自治法に基づく内部の手続及び監督官庁に対する自転車競技法に基づく届出や指示の手続があること、本件競輪場における競輪の車券売上額の減少により競輪を施行しても赤字となる状況が継続していたなどの事情からすれば、被告が本件競輪場における事業から撤退して本件質貸借を終了させるについては、少なくとも三年度の予告期間をおいた上でこれを行うべき状況にあったと解することが相当である。

(13) 大阪地判平成22年8月26日 金法1907号101頁

平成21年(ワ)第1727号 預金返還等請求事件(主位的請求棄却・予備的請求一部認容)

本件は、Y銀行に預金を有するXが、売主Aの代理人であるYとの間で、4回にわたり、投資信託の受益権の売買契約を締結し、各代金をYにおいて開設したXの普通預金口座からの振替により決済したが、その結果、元本割れの損害を被ったところ、Xとしては、Yの販売する、元本保証の金融商品を購入するという意思で契約を締結したのであるから、上記各売買契約は不成立又は錯誤により無効であつて、その各代金をXの預金口座から振替決済することも無効であるなど主張して、Yに対し、当該決済された金額相当の預金の払戻等を求める主位的請求と、上記各売買契約におけるY担当者の勧誘行為に適合性原則違反、説明義務違反、断定的判断の提供の違法があり、不法行為になるなどと主張して、Yに対し、上記各売買契約によって生じた損失等について使用者責任による損害賠償請求を求める予備的請求とからなる事案である。

本判決は、上記売買契約の不成立又は錯誤の主張に係る事実は認められず、主位的請求については理由がないとしたが、予備的請求については、投資経験及び知識がほとんどなく、慎重な投資意向を有する79歳という高齢で一人暮らしというXの属性及び、本件各投資信託が相当のリスクがあり、理解が困難なものであることを前提として、Yの担当者は、定期預金、普通預金や個人年金という安定した資産を同種のリスク内容の投資信託に集中して投資させたものであり、Xの意向と実状に反し、過大な危険を伴う取引を勧誘したものである上、Yの担当者がYの内部基準を形骸化するような運用をして上記各売買契約を成立させたものであることから、適合性の原則から著しく逸脱した投資信託の勧誘であつたこと及び、本件各投資信託については、内容の理解が困難で相当のリスクが存在するにもかかわらず、条件付の元本保証という商品の特性により元本の安全性が印象づけられるため、当該条件については特に慎重に説明する必要があつたところ、Yの担当者からXに対して、本件各投資信託の危険性を具体的に理解できる程度の十分な説明がなされたと認められないことから、本件各投資信託の勧誘行為に説明義務違反があつたことを認定し、Y担当者の不法行為並びにそれについてのYの使用者責任を認めた。

【商事法】

(14) 東京高決平成22年8月6日 金法1907号84頁

平成22年(ラ)第1276号 上場廃止の意思表示禁止等仮処分命令申立却下決定に対する抗告事件(抗告棄却)

東京証券取引所が開設する金融商品市場マザーズに上場するXは、非上場会社であるAとの間で株式交換について、東京証券取引所が定める上場規程の上場廃止基準である不適当な合併等に該当する事由があるとされたが、3年間の上場適合性審査のための猶予期間

を経て、東京証券取引所自主規制法人に対し、上記上場規程所定の幹事取引参加者作成の「確認書」を提出することなく、上場廃止に係る審査の申請をしたうえ、これを申請として認めず審査をしない東京証券取引所らに対し、上記上場規程の無効又は権利濫用を理由として、仮の地位を定める仮処分を申し立てた。原審は、同仮処分申立を却下し、東京証券取引所が、その翌日、Xの上場廃止を決定したことから、Xが、上記却下決定に対し即時抗告をしたのが本件である（なお、申立の趣旨は上場廃止の意思表示の効力を停止すること等に変更された。）。

本決定は、東京証券取引所が上場廃止に係る審査に確認書制度の導入をした経緯、上場廃止に係る審査は、不適當合併等を行ったことにより実質的存続性を喪失した上場会社について行われ、かつ、その審査は、新規上場の際の審査に準じて行われること及び、上場適合性審査のために3年の猶予期間があることなどから、幹事取引参加者である証券会社に確認書を提出させる制度は不合理であるとまではいえず、有効であるとしたうえ、東京証券取引所が、不適當合併等の適合性審査においても、新規上場の場合と同様に事前相談及び事前確認を当然のものとして位置付けていること及びその運用が不合理なものとはいえず、また、Xが確認書を取得できないことが東京証券取引所の妨害によるものであるとの疎明がなされているともいえないことなどから、Xの権利濫用の主張も排斥し、抗告を棄却した。

(15) 東京地判平成22年7月23日 金法1907号121頁
平成22年(ワ)第10519号 預金返還請求事件(請求棄却)

Y銀行は、警察署長から、Xの普通預金口座について「懸賞金詐欺」に係る犯罪利用預金口座等の疑いがあるとして口座凍結の依頼を受けたため、同口座について取引停止措置を取り、その後、同警察署長から凍結依頼を解除する予定はないとの確認を取った上、同口座を強制解約し、その時点の残高を別段預金口座に移管した。

上記の事実関係下において、XがYに対し、普通預金の払戻しを求めたのに対し、Yが、犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律3条1項及びYの普通預金規定に基づく取引停止措置を理由として、上記払戻請求を拒絶していたところ、本判決は、Yの上記取引停止措置は、同法3条1項に基づく正当なものであり、またYの普通預金規定に基づくものとしても正当であると認め、Xの請求を棄却した。

【知的財産】

(16) 知的財産高裁判平成22年1月28日 判例時報2083号130頁
平成21年(行ケ)第10150号 審決取消請求事件(棄(確定))

審決において、相違的に係る容易想到性の判断に関連する理由付けに関して、拒絶理由通知又は拒絶査定において示された理由付けを付加変更した部分が含まれていたときに、付加変更した部分が、当業者において、先行技術を理解し、新たな発明をしようとする上で周知の事項であり、請求人に対して意見を述べる機会を付与しなくとも、手続の公正を害さないと認められる事情が存する場合には、意見を述べる機会を付与しなくとも、直ちに違法となるものではない。

(17) 知財高判平成22年9月30日 裁判所HP

平成21年(行ケ)第10353号 審決取消請求事件 特許権 行政訴訟

無効審決の取消を求めた審決取消請求事件で、特許法36条第6項第2号等の判断に誤りがあるとして、その請求が認容され、無効審決が取り消された事案。

審決は、請求項1及び請求項2における「結着部分から引っ張っても結着部分がはがれない状態に一体化」との記載について、「引っ張る力に上限がなければ、いかなるチーズでも、結着部分がはがれてしまう。そして、結着部分から引っ張る力の大きさがどの程度であるかについて、当業者であっても共通の認識を有しているとは認められない。」から、本件発明1及び本件発明2は明確でなく、法36条6項2号の要件を満たさないと判断する。

しかし、請求項1及び請求項2における「結着部分から引っ張っても結着部分がはがれない状態に一体化」記載部分は、チーズが、結着部分から引っ張っても結着部分がはがれない状態に至っていることを、ごく通常に理解されるものとして特定したというべきである。すなわち、本件発明1及び本件発明2のようなカマンベールチーズ製品及びその製造方法において、チーズの結着部分以外の部分であっても、仮に、一定以上の強い力を加えて引っ張れば、表皮は裂けるし、そのような強い力を加えなければ、表皮がはがれることはない。上記構成は、チーズの結着部分について、チーズの結着部分以外の部分における結着の強さと同じような状態にあることを示すために、「結着部分から引っ張っても結着部分がはがれない状態に一体化」との構成によって特定したと理解するのが合理的である。また、上記記載部分をそのように解したからといって、特許請求の範囲の記載に基づいて行動する第三者を害するおそれはないといえる。

したがって、上記記載が不明確であって法36条6項2号の要件を満たさないとした審決の判断は、誤りである。

(18) 知財高判平成22年10月13日 裁判所HP

平成22年(ネ)第10052号 著作権損害賠償請求控訴事件 平成20年(ワ)第31609号(原審・東京地方裁判所)

著名な女流画家の相続人である被控訴人等が、美術品の鑑定等を業とする控訴人に対し、本件鑑定証書を作製する際に本件各絵画の縮小カラーコピーを作製したことは、著作権(複製権)を侵害するものであると主張し、損害賠償(著作権法114条2項又は3項)を求めた事案で、損害額6万円の支払を求める限度で被控訴人の請求を一部認容した原判決を不服とした控訴事件。

鑑定業務においては、鑑定対象である絵画のカラーコピーを添付することが確実であって、添付の必要性・有用性も認められることに加え、著作物の鑑定業務が適正に行われることは、贋作の存在を排除し、著作物の価値を高め、著作権者等の権利の保護を図ることにもつながるものであることなどを併せ考慮すると、著作物の鑑定のために当該著作物の複製を利用することは、著作権法の規定する引用の目的に含まれるといわなければならない、として控訴人敗訴部分は取り消された。

(19) 東京地判平成22年9月30日 裁判所HP

平成21年(ワ)第16620号 著作権使用料等請求事件

原告が、被告株式会社環境出版社との間で著作物「読むサブシリーズ」について原告

が印刷した書籍の在庫本等の被告会社への売買及びその書籍を増刷する著作権の設定を内容とする覚書に係る売買代金及び著作権使用料の残金の支払を求めた事案で、覚書に規定する「完全な原稿」の引き渡しの有無が争点となった。

被告は、本件覚書の「完全な原稿」とは、本件著作物に係る原告書籍の本文の内容についても編集が可能なオリジナルデータであり、原告から引渡しのあったDVD-ROMはPDFデータであって、本文の内容を直せないデータであるから、「完全な原稿」とはいえない旨の主張をしたが、原告書籍の本文の内容についても編集が可能なオリジナルデータを被告会社に引き渡すことは、被告会社の書籍(第1刷)の第2刷を増刷するために必ずしも必要があるとはいえないものであり、覚書の趣旨を超えるものである、として未清算金及び著作権使用料の残金合計590万3461円の支払を容認した。

(20) 東京地判平成22年10月1日 裁判所HP

平成21年(ワ)第31831号 特許権侵害差止等請求事件 特許権 民事訴訟

特許権侵害差止等請求事件で、被告製品が本件発明の技術的範囲に属すると判断する一方で、特許法第104条の3の特許無効の抗弁を理由に、その請求が棄却された事案。

座椅子に関する「座部は、座面中央に座面側に向かって次第に拡大する形状の円穴を有する」旨の構成要件を有する本件発明に対して、被告は、被告製品の中空孔の設置位置につき、「座部を上から見たとき、その面の前後の略2対1の比率位置」に設定されているとして、中空孔が上記構成要件でいうところの「座面中央」に位置することを否定する。

しかし、この場合の「座面中央」とは、本件発明の目的「本発明は、背部の傾斜角度如何に拘わらず、或いは長時間使用しても、初期の座り位置から位置ずれが生じ難い座椅子の提供を目的とする」や、本件発明の効果「本発明によれば、座部の座面に臀部が落ち込む円穴を設けてあるので、座面に対する臀部の前後左右方向(ここで前方とは足先方向をいう)の位置ずれを防止することができる・・・」からすれば、その位置は厳密に解されるべきものではなく、要するに、座部の座面に臀部が落ち込む円穴を設けたこと自体で、座面に対する臀部の前後左右方向の位置ずれが防止できればよいのであって、そのためには、当該円穴の位置は、上記目的及び効果を達成できる程度の範囲をもって、座部の中央部の辺りに存在すればよいというべきである。

そうすると、「前後の略2対1の比率位置」は、上記の意味合いで座部の中央部の辺りということができるから、被告製品の中空孔は、本件発明との対比においては、なお「座面中央」に位置するものと評価でき、また、被告製品は、本件発明の他の構成要件もすべて充足するので、その技術的範囲に属するものと認められる。

一方、本件発明は、当業者が引用発明及び周知の技術的事項に基づいて容易に発明をすることができたものであり、本件特許は特許無効審判により無効にされるべきものと認められるから、特許法104条の3第1項により、原告は被告に対し本件特許権を行使することができない。

【民事手続】

(21) 最一判平成22年10月14日 最高裁HP

平成20年(受)第1590号 雇用関係存在確認等請求事件(破棄差戻し)

学校法人であるYは、満65歳を定年とする定年規定を置くものの、現実には70歳を超えて勤務する教職員も多数存在していたところ、Yから定年により職を解く旨の辞令を受けた教職員XがYに対し雇用契約上の地位確認及び賃金等の支払を求める訴訟において、原告が、地位確認請求を棄却したが、賃金請求に関し、Xに信義則違反の点について主張するか否かを明らかにするよう促し、Yに反論反証の機会を与えるなどの措置をとることなく、Yは定年退職の告知の時から1年を経過するまでは信義則上定年退職の効果を主張することができないとして賃金請求を認容したことに釈明権の行使を怠った違法があるとされた事例(理由)

本件訴訟において、当事者双方とも、Yが定年規程による定年退職の効果を主張することが信義則に反するか否かという点については主張しておらず、本件訴訟の経過として、(1)第1審の第3回口頭弁論期日において、本件の争点は定年を80歳とする旨の合意(以下「本件合意」という。)の存否である旨が確認された弁論準備手続の結果が陳述されるとともに、X本人及び2名の証人の尋問が行われ、第4回口頭弁論期日において口頭弁論が終結されたこと、(2)第1審判決は、本件合意があったとは認められないとしてXの請求を棄却するものであったところ、これに対し、Xから控訴が提起されたこと、(3)原告の第1回口頭弁論期日において、控訴状、Xの準備書面(控訴理由が記載されたもの)及びYの答弁書が陳述されて口頭弁論が終結されたところ、控訴理由もそれに対する答弁も、専ら本件合意の存否に関するものであったこと、以上の事実が認められる。

このような訴訟の経過の下において、信義則違反の点についての判断をするのであれば、原告としては、適切に釈明権を行使して、Xに信義則違反の点について主張するか否かを明らかにするよう促すとともに、Yに十分な反論及び反証の機会を与えた上で判断をすべきものである。とりわけ、原告の採った法律構成は、(1)Yには、Xに対し、定年退職の1年前までに、定年規程を厳格に適用し、かつ、再雇用をしない旨を告知すべき信義則上の義務があったとした上、さらに、(2)具体的な告知の時から1年を経過するまでは、賃金支払義務との関係では、信義則上、定年退職の効果を主張することができないとする法律効果を導き出すというもので、従前の訴訟の経過等からは予測が困難であり、このような法律構成を採るのであれば、なおさら、その法律構成の適否を含め、Yに十分な反論及び反証の機会を与えた上で判断をすべきものといわなければならない。

(22) 東京高決平成20年11月6日 判例タイムズ1294号293頁

平成20年(ラ)第1516号 執行官処分に対する執行異議申立却下決定に対する執行抗告事件(第1事件)(抗告却下・確定)、平成20年(ラ)第1517号 差押禁止財産の範囲変更申立却下決定に対する執行抗告事件(第2事件)(抗告棄却・確定)

刑事事件(盗品等有償譲受被告事件)の被告人である相手方が任意提出して警察署に領置された現金(153万余円)を目的物として特定して発せられた追徴保全命令に基づく仮差押えの執行において、担当執行官が目的物である上記現金のうち66万円につき民事保全法49条4項、民事執行法131条3号、同法施行令1項により仮差押禁止財産として仮差押えの執行をしなかったことについて、抗告人が執行官の処分に対する執行異議を申し立てると共に、同執行異議申立てが認められない場合に備えて、民事保全法49条4項、民事執行法132条1項に基づき、上記66万円の現金について仮差押えを許すことを求める旨の差押禁止財産の

範囲変更を求める申立てをした事案において、原審が執行異議の申立てを却下すると共に差押禁止財産の範囲を変更すべき事情は認められず、抗告人の同変更申立てを理由がないとして却下したため、抗告人はこれらを不服として各執行抗告をした。本件各決定は、この執行異議申立却下決定に対する執行抗告について、民事保全法46条が準用する民事執行法10条1項は、民事執行の手続きに関する裁判に対しては、特別の定めがある場合に限り、執行抗告をすることができるとしているところ、本件のように執行官が(仮)差押禁止財産として(仮)差押えの執行をしなかったという処分(不作為措置)は、民事執行の手続きを取り消す執行官の処分にあたらず、これに対する執行異議の申立てを却下した裁判に対して執行抗告をすることができる旨の特別の定めはないから、同執行異議の申立てを却下した原決定に対しては執行抗告をすることは許されないとして、不適法却下し、また、差押禁止財産範囲変更申立却下決定に対する執行抗告については、差押禁止現金につき仮差押えしても相手方の日常生活に支障を及ぼすおそれがないことについて立証がないとして棄却した。

(23) 東京高決平成22年7月26日 金法1906号75頁

平成22年(ワ)第1184号 担保不動産競売取消決定に対する執行抗告事件(原決定取消)

抵当権者であるXの申立てにより開始された土地についての担保不動産競売手続において、評価人により、いったんは手続費用額を上回る評価がなされたが、その後、同土地を敷地とする建物建築請負契約の請負代金債権を有する破産会社A社の破産管財人から、同土地について商事留置権を主張する旨の上申がされたことを受けて、商事留置権の成立を前提に評価人による再評価が行われたところ、手続費用額を下回る評価がなされたため、執行裁判所は、無剰余を理由として同土地に対する担保不動産競売手続を取り消す旨の決定をした。これを不服としたXが原決定の取消しを求めて執行抗告した。

本決定は、第1に、(1)制度の沿革、立法の経緯等、(2)商事留置権が物との牽連関係を要件としないのは、商人間では継続的な取引が行われ、債権者が債務者の所有物の占有を開始する前に既に占有を離れた物に関する債権等を有していることが念頭に置かれたと考えられること、(3)債務者が破産した場合、商事留置権は破産財団に対してその効力を失うのに、商事留置権は特別の先取特権とみなされることを総合すると、商事留置権は債権者が債務者の所有物を占有していることを要件とした一種の浮動担保と理解でき、不動産に関しては継続的な取引があるとしても、債権者がその都度債務者の所有不動産を占有することは通常考え難いことも参酌すると、不動産は商事留置権の対象外と考えられること、第2に、「商行為によって自己の占有に属した」とは、当該商取引上、商人の一方が他の商人の所有物を常態的に占有することが予定されており、その取引のためにその物を占有した場合をいうと解されるが、Aは建物の建築及びその引渡しのために偶々債務者所有の前記土地を占有したにすぎず、「商行為によって自己の占有に属した」とはいえないことから、商事留置権が成立することを前提に担保不動産競売手続を取り消した原決定は相当ではないとして、原決定を取り消した。

【刑事法】

(24) 東京高判平成20年4月24日 判例タイムズ1294号307頁

平成19年(ウ)第2588号 廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反被告事件(控訴棄却・上告)
東京高判平成20年5月19日 平成19年(ウ)第2589号 廃棄物処理及び清掃に関する法律違反被告事件(控訴棄却・上告)

解体事業等を営む各被告会社を営んでいた各被告人が、知事から産業廃棄物の処分の許可を得ない相手方会社に対し、数十回にわたり木くずを無償で県内の工場において処分することを委託したことが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(平成13年当時)12条3項に違反するとして起訴された事案において、被告会社及び被告人らは、被告人らが処理を委託した木くずはチップ原料としての再生利用が予定された有価物で産業廃棄物処理法2条4項にいう「産業廃棄物」にあたらぬとして無罪の主張をした。これに対し、本判決は、家屋解体工事により生じた木くずをチップ原料用に選別した上、再生利用としてチップ製造を行う業者に対し無償で処分を委託したとしても、その受託業者の再生利用が製造事業として確立したものであり継続的に行われているとはいえず、当該木くずがぞんざいに扱われて不法投棄等がされる危険性がある以上「産業廃棄物」にあたるとして、控訴を棄却し一審判決で言い渡された罰金刑が維持された。

(25) 東京高判平成20年7月18日 判例タイムズ1294号297頁

平成20年(ウ)第138号 窃盗未遂被告事件(破棄自判・確定)

電車内でのすり未遂の事案において、被告人が女性のショルダーバッグ内に左手指を差し入れて在中品を窃取しようとした旨を述べるA巡査の目撃証言の信用性について、被告人がすり行為に及ぼうとした可能性が完全に否定されるものではないけれども、手ばかりのある捜査や、全幅の信頼までは置くことができないAの原審証言によって、一人を有罪にすることはできないとして、被告人に無罪が言い渡された。そして、本判決においては、専門的にすり捜査に従事しているAが被告人のすりの犯行を現認したということに、いわば安心し切ってしまう、被告人が逮捕当初から一貫して犯行を否認しているにもかかわらず、A、B警部補(Aの相動者として現場にいた者)及び被害女性について、その記憶が鮮明なうちに問題意識をもって詳細かつ的確な供述調書を作成したり、きめの細かな内容の目撃状況再現の実況見分を行うなど、同人らの記憶の証拠化を図っておく措置をとっておらず、また、指紋やビデオ映像等の客観的な証拠の収集に努めようとしていないのであり、その結果、Aの原審証言は、捜査段階における犯行再現の実況見分における指示説明との食い違いなど、その証言内容に関して生じる様々な疑問を解消できず、証言自体の変遷や、辻褄を合わせるための些が牽強附会とされるような証言の出現等もあって、もはや同証言を全面的に信用して依拠することができなくなっているに至っているとの指摘がなされた。

(26) 宇都宮地判平成22年3月26日 判例時報2084号157頁

平成14年(カ)第4号 わいせつ誘拐、殺人、死体遺棄被告事件 無罪(確定) 足利事件再審無罪判決

わいせつ誘拐、殺人、死体遺棄罪で無期懲役の有罪判決が言い渡され、最高裁判所の上告棄却決定を受けて確定した事件(足利事件)の再審事件につき、確定判決において有罪の根拠とされたDNA鑑定(MCT118法)には疑いが残り、鑑定書の証拠能力は認められない、自白については証拠能力に影響する事情は見当たらないが、それ自体として信用性が皆無で、虚偽であることが明らか、として、被告人が犯人でないことは明らかたとして犯人性を否定し、

無罪が言い渡された事例。

【公法】

(27) 最三判平成22年3月30日 判例時報2083号68頁

平成21年(行ヒ)第211号 損害賠償履行請求事件(破棄自判)

法203条3項に言う費用の弁償について、条例で、あらかじめその支給事由を定め、それに該当するときには標準的な実費である一定額を支給する取り扱いをする場合、いかなる事由を支給事由として定めるか、また上記一定額をいくらとするかは、条例を制定する普通地方公共団体の議会の裁量的判断にゆだねられていると解される。

本件条例は、議員が定例会等に出席した場合に定額の費用弁償を支給するものであるが、上記会議はいずれも法に定められたものであって、議員の重要な活動の場であり、そこへの出席に伴い、その職責を十全に果たすための準備、連絡調整及び移動等の費用を含む、常勤の公務員にはない諸雑費や交通費の支出を要する場合があります。そして、このような諸費用の弁償の定め方は、前期のとおり、指定都市においても様々に異なるものの、本件条例が定めるのと同程度の定額で費用弁償を支給する指定都市も存在していたのであって、札幌市議会は、このような取扱いとの均衡をも考慮しつつ、費用弁償額を定めたものということできる。

以上の事情を考慮すると、定例会の会議に出席した議員に費用弁償として日額1万円を支給する旨の本件条例の定めは、法203条が普通地方公共団体の議会に与えた裁量権の範囲を超え又はそれを濫用したものとして違法、無効となると断ずることはできない。

(28) 最二判平成22年10月15日 裁判所HP

平成21年(行ヒ)第65号 相続税更正処分取消請求事件(棄却)

被相続人が所得税更正処分及び過少申告加算税賦課決定処分に基づき所得税、過少申告加算税及び延滞税を納付するとともに上記各処分の取消訴訟を提起していたところ、その係属中に被相続人が死亡したため相続人が同訴訟を承継し、上記各処分の取消判決が確定するに至ったときは、過納金の還付請求権は納付時に発生したと認めることになるので、上記所得税等に係る過納金の還付請求権は被相続人の相続財産を構成し、相続税の課税財産となる。

(29) 東京高判平成22年3月30日 裁判所HP

平成21年(行コ)第310号 開発行為許可取消裁決の取消請求控訴事件・第三者の訴訟参加の申立て事件(棄却)(原審 横浜地方裁判所)

市長が行った都市計画法29条1項に基づく開発行為の許可処分(「第一次許可処分」)が、県開発審査会により、接道要件(都市計画法33条1項2号)を満たさない違法があるとして、同許可処分を取り消す裁決(「前裁決」)がなされ、その後接道要件の不備を補正した上で、市長が再度開発許可処分をしたのに対し、県開発審査会が、実体上の違法を理由として処分を取り消された場合、違法理由の補正により改めて処分をすることはできず、新たな申請が必要であったとして本件開発許可処分を取り消す旨の裁決(「本件取消裁決」)について、不服申立適格や裁決の拘束力等についての判断を誤った違法があるとして同裁決の取消しを求めたが、いずれの違法はないと判断された事案。

【社会法】

(30) 最二判平成22年10月15日 最高裁HP

平成21年(受)第1932号 損害賠償請求事件(棄却)

1 不法行為により傷害を受け、後遺障害が残った場合において、社会保険給付がされたときには、これによるてん補の対象となる損害と同性質であり、かつ、相互補完性を有する関係にある休業損害及び後遺障害による逸失利益の元本との間で損益相殺的な調整を行うべきであり、これらに対する遅延損害金が発生しているとしてそれとの間で上記の調整を行うことは相当でない。

(理由)

休業給付は、労働者が通勤(労災保険法7条1項2号の通勤をいう。)により負傷し、疾病にかかった場合において、負傷又は疾病により労働することができないために受けることができない賃金をてん補するために、障害一時金は、労働者が、負傷し、又は疾病にかかり、治ったときに障害が残った場合に、労働能力を喪失し、又はこれが制限されることによる逸失利益をてん補するために、それぞれ支給されるものである。このような本件休業給付等の趣旨目的に照らせば、上記結論が相当。

2 不法行為により傷害を受け、後遺障害が残った場合において、社会保険給付が制度の予定するところと異なってその支給が著しく遅滞するなどの特段の事情のない限り、これらが支給され、又は支給されることが確定することにより、そのてん補の対象となる損害は不法行為の時にてん補されたものと法的に評価して損益相殺的な調整をすることが、公平の見地からみて相当である。

(理由)

被害者が不法行為によって傷害を受け、その後後遺障害が残った場合に支給される労災保険法に基づく各種保険給付は、それぞれの制度の趣旨目的に従い、特定の損害について必要額をてん補するために、てん補の対象となる損害が現実化する都度ないし現実化するのに対応して定期的に支給されることが予定されていることなどを考慮すると、上記結論が相当。

(31) 大阪高判平成21年12月22日 判例時報2084号153頁

平成21年(行コ)第11号 不当労働行為救済命令取消請求控訴事件 控訴棄却(上告・上告受理申立)

元労働者が、退職後労働組合に加入し、使用者に対し、石綿ばく露の可能性があるので使用実態を明らかにすること、退職労働者の健康診断を行うこと、定年退職後に労災認定された者への企業補償制度をもうけることなどを要求事項とする団体交渉を求めたところ、使用者が団交応諾義務がないとしてこれを拒否したため、労働組合は、不当労働行為救済申立を行ったが、労働委員会はこれを却下する決定を下した。そこで、労働組合が、同決定の取消を求めて提訴した。以上の事案において、労働組合法7条2号の「使用者が雇用する労働者」に該当して団交応諾義務があるか否かが争われたところ、退職後でも同号該当性を認めるべき場合があるとされ、(1)当該紛争が雇用関係と密接に関連して発生したこと、(2)

使用者において当該紛争を処理することが可能かつ適当であること、(3) 団交申入れが雇用関係終了後社会通念上合理的といえる期間内にされたことが必要であるとし、その要件該当性を検討し、(1) (2) の該当性を認め、(3) についても、非常に長い潜伏期間があるという石綿被害の特殊性を考慮し、該当性を認め、決定を取り消すとした原判決が維持された事例。

【紹介済み判例】

知財高判平成19年6月13日 判例タイムズ1294号163頁
平成19年(ホ)第10001号 商号使用禁止等請求事件《控訴棄却・上告、上告受理申立(後上告棄却、上告不受理)》
→法務速報98号9番で紹介済み

広島地判平成20年10月2日 判例タイムズ1294号248頁
平成19年(ワ)第1417号 損害賠償請求事件(一部認容・控訴)
→法務速報93号9番で紹介済み

福岡高判平成20年10月21日 判例タイムズ1294号98頁
平成20年(行コ)第5号 所得税の更正処分取消請求控訴事件(取消、自判・確定)
→法務速報98号24番で紹介済み

最三判平成21年2月17日 判例タイムズ1294号76頁
平成20年(受)第1207号 株主権確認等、株主名簿名義書換等、株式保有確認等請求事件(上告棄却)
→法務速報94号4番で紹介済み

最二判平成21年3月27日 判例タイムズ1294号70頁
平成19年(受)第783号 損害賠償請求事件(破棄差戻)
→法務速報96号3番で紹介済み

名古屋地判平成21年4月24日 判例タイムズ1311号219頁
平成19年(ワ)第574号 損害賠償請求事件(認容・控訴)
→法務速報107号13番で紹介済み

最二決平成21年7月7日 判例タイムズ1311号87頁
平成20年(あ)第1703号 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律違反、わいせつ図画販売、わいせつ図画販売目的所持、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律違反被告事件(上告棄却)
→法務速報第101号25番で紹介済み

知財高判平成21年8月27日 判例タイムズ1311号210頁
平成20年(ホ)第10063号 損害賠償請求控訴事件(控訴棄却・上告・上告受理申立)
→法務速報第101号17番で紹介済み

最二判平成21年10月16日 判例タイムズ1311号90頁
平成21年(あ)第191号、平成21年(あ)第259号 強制わいせつ致死、殺人、死体遺棄、出入国管理及び難民認定法違反被告事件(破棄差戻)
→法務速報第103号24番で紹介済み

最二判平成21年10月19日 判例タイムズ1311号82頁
平成18年(あ)第1124号 銃砲刀剣類所持等取締法違反被告事件(破棄差戻)
→法務速報第107号22番で紹介済み

最一決平成21年10月21日 判例時報2082号160頁
平成19年(あ)第619号 児童福祉法違反、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律違反被告事件 棄却
→判例速報103号26番で紹介済み

最一判平成21年10月29日 判例タイムズ1311号77頁
平成20年(行七)第91号 法人税更正処分取消等請求事件(上告棄却)
→法務速報第103号30番で紹介済み

最二判平成21年12月4日 金法1906号68頁
平成21年(受)第319号 不当利得返還請求事件(一部棄却・一部却下)
→法務速報104号2番で紹介済み

最一判平成22年2月25日 判例時報2084号3頁
平成21年(行七)第25号・26号 公文書非公開決定処分取消等請求事件 一部破棄自判、一部上告棄却
→法務速報107号27番で紹介済み

東京高決平成22年2月26日 判例時報2084号14頁
平成21年(ラ)第1912号 一部文書提出命令に対する抗告事件 変更(確定)
→法務速報111号17番で紹介済み

最一判平成22年3月25日 判例時報2084号11頁
平成21年(受)第1168号 損害賠償請求事件 破棄自判
→法務速報108号37番で紹介済み

最三判平成22年4月13日 判例時報2082号49頁
平成21年(行七)第110号 所得税更正処分等取消請求事件 破棄差戻
→判例速報108号34番で紹介済み

最三判平成22年4月13日 判例時報2082号59頁
平成21年(受)第609号 発信者情報開示等請求事件 一部破棄自判, 一部上告棄却
→判例速報108号7番で紹介済み

最三判平成22年4月20日 判例時報2082号47頁
平成20年(行七)第463号 採決取消請求事件 破棄自判(請求認容の第1審確定)
→判例速報108号36番で紹介済み

最三判平成22年4月20日 判例時報2084号6頁
平成21年(受)第955号 不当利得返還請求事件 破棄差戻
→法務速報108号8番で紹介済み

最三判平成22年6月1日 判例時報2083号77頁
平成21年(受)第17号・同(オ)第17号 損害賠償請求, 民訴法260条2項の申し立て事件(破棄自判)
→法務速報110号1番で紹介済み

最一判平成22年6月3日 判例時報2083号71頁
平成21年(受)第1338号 損害賠償請求事件(破棄差戻)
→法務速報110号29番で紹介済み

最三判平成22年6月4日 金法1906号64頁
平成20年(受)第2114号 不当利得返還請求事件(一部破棄自判・一部却下)
→法務速報110号2番で紹介済み

最一判平成22年6月17日 判例時報2082号55頁
平成21年(受)第1742号 損害賠償請求事件 棄却
→判例速報110号3番で紹介済み

最三判平成22年6月29日 判例時報2082号65頁
平成21年(受)第1298号 執行分付与請求事件 棄却
→判例速報111号12番で紹介済み

2. 平成22(2010)年10月21日までに成立した, もしくは公布された法律

種類 提出回次 番号
法律名及び概要

国会閉会中のため, 10月21日までに新しく成立した法律はありません。

3. 10月の主な発刊書籍一覧(私法部門)

★は後記に解説あり

著者 出版社 頁数 定価
書籍名

長坂純 勁草書房 496頁 6930円
契約責任の構造と射程 完全性利益侵害の帰責構造を中心に

椿寿夫/堀龍児/河野玄逸編 商事法務 413頁 5775円
法人保証・法人根保証の法理 その理論と実際

石山卓磨 中央経済社 283頁 3150円
最新判例にみる 会社役員の義務と責任

菅富美枝 ミネルヴァ書房 277頁 4200円
イギリス成年後見制度にみる自律支援の法理 ベスト・インタレストを追求する社会へ
・・・★

池田真朗/平野裕之/西原慎治編著 新青出版 711頁 12600円
民法(債権法)改正の論理

和田幹彦 信山社 563頁 12600円
学術選書/民法0035
家制度の廃止

4. 10月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)

★は後記に解説あり

著者 出版社 頁数 定価
書籍名

丸尾拓養/丸尾紫乃 日本法令 199頁 1890円
労働契約の視点から考える労働法と企業実務

細井洋子/西村春夫/高橋則夫編 成文堂 317頁 6615円
RJ叢書8 修復的正義の今日・明日 後期モダニティにおける新しい人間観の可能性・
・★

佐藤孝一 大蔵財務協会 1132頁 5500円
最近の税務訴訟(6) 最近の判決を各税目毎に分類収録

伊奈川秀和 信山社 555頁 14490円
学術選書/社会保障法0046 フランス社会保障法の権利構造

C・ダグラス・スミス 晶文社 264頁 1995円
要石:沖縄と憲法9条

日本犯罪社会学会編 現代人文社 198頁 3255円
犯罪社会学研究 第35号(2010年)課題研究「貧困と犯罪・非行」

5. 発刊書籍の解説

・イギリス成年後見制度にみる自律支援の法理 ベスト・インタレストを追求する社会へ
財産管理をその中心とする日本の成年後見制度と異なり、個々の意思決定の場面におい
て、被後見人のみでは意思決定ができない場合に後見人が支援するという形をとるイギリ
スの成年後見制度について解説している。
ベスト・インタレスト論を中心に、制度の基本理念やその社会的背景の解説を通して、自
律支援のあるべき姿を論じている。

・修復的正義の今日・明日 後期モダニティにおける新しい人間観の可能性
修復的正義をめぐる世界の動向について、事件の種類や場面毎に解説し、修復的人間観の
構築への道を考察している。
「修復的司法」ではなく、司法に加えてその周辺をも対象とする「修復的正義」につい
て論じている。

☆配信停止をご希望の方へ
下記のURLから会員ログインを行い、利用登録情報変更画面を開いて
法務速報のチェックを消してください。

<http://www.jlf.or.jp/>

(C) Copyright (公財)日弁連法務研究財団
掲載記事の無断転載を禁じます。
